

7月は、韓国での特許紛争解決、そして特許審査の充実化のための韓国特許庁の取り組みに関する記事が比較的多かったため、これらをまとめて紹介する。

26日付ファイナンシャルニュースによると、紛争を当事者間の対話と合意を通じて解決する調停制度が特許・商標・営業秘密など知的財産紛争解決の新たな代案として浮上している。26日、韓国特許庁によると、産業財産権紛争調停委員会の紛争調停申請件数は最近増加傾向で、2019年の45件から昨年は83件に増加した。今年上半期の累積申請はすでに53件で、月平均申請件数が前年対比27.7%増加し、調停成立率も50%に達すると集計された。このような調停申請の増加は、厳しい経済環境の下で、特許・商標・営業秘密などの侵害を経験した個人・中小ベンチャー企業が、長期間で高費用がかかる訴訟より、短期間に無料で解決が可能な紛争調停に関心を持つためと分析される。

一例として、今年の産業財産権紛争調停委員会の調停成立件は平均2ヶ月以内(59日)に処理され、審判より4倍、訴訟より9倍早く紛争を解決するなど、迅速な紛争解決に寄与したものと分析された。さらに、営業秘密・不正競争行為まで調停の対象を拡大し、審判・訴訟と紛争調停を連係させる制度を導入するなど、持続的な制度改善で活用度が高まったことも申請増加に影響を及ぼしたものと見られる。

産業財産権紛争調停委員会は、特許、商標、デザイン、実用新案など産業財産権および職務発明、営業秘密、不正競争行為などの紛争を迅速かつ経済的に解決できるよう支援するために1995年から運営されている。産業財産権などの紛争で困難に直面している企業・個人が調停申請をすれば、別途の申請費用なしに3ヶ月以内に専門家による調停結果を受け取ることができる。

なお、調停が成立する場合、確定判決と同じ「裁判上の和解」効力が発生し、相手方が合意事項を履行しない場合、強制執行まで可能になり、効果的な紛争解決手段になっている。産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為関連の紛争で困難に陥っている企業・個人は、産業財産権紛争調停委員会事務局から申請書をダウンロードし調停を申請することができる。申請書作成に困難がある場合、産業財産権紛争調停委員会事務局を通じて詳しい案内と支援を受けることができる。

24日付文化日報によると、韓国特許庁は、半導体産業に対する汎国家的支援に合わせて、関連特許に対して優先審査を施行するなど、核心特許の確保を全方位支援する方針であると24日明らかにした。優先審査がなされると、現在12.7ヶ月ほどがかかる特許審査が2.5ヶ月ほどに大幅に短縮されるものと見込まれる。8月の立法予告を経て9月の閣議に上程し、10月中に公布・施行する予定である。韓国特許庁は24日、半導体関連の特許に対して優先審査を施行するなど、半導体産業に対する汎国家的支援に合わせて核心特許確保を全方位的に支援する方針だと明らかにした。

また、半導体特許出願書の発明者情報で分野別の核心人材と平均年齢の変化などを分析し、今後人材養成がまず必要な分野を提示する計画だ。半導体など核心技術分野の退職研究人材を特許審査に活用し、海外転職による技術流出を防止し、正確な審査

サービスも提供することにした。グローバル半導体企業の特許ビッグデータを分析し、今後の技術開発の方向を見極め、我々が先取りしなければならない研究開発分野を提示するなど産業戦略樹立にも寄与する計画だ。

半導体分野の国内特許出願は、2019年に3万9,059件、2020年が3万9,913件、昨年は4万1,636件で、年平均3.2%増加する傾向だ。

27付中央日報によると、韓国特許庁によれば2020年基準で韓国の審査官1人当たりの審査処理件数は206件で、欧州連合（EU・58件）の3.5倍だ。米国73件、中国91件、日本164件で、主要国のいずれも韓国より処理件数が少ない。逆に審査1件当たり投入する時間は、韓国が10.8時間で、日本（17.7時間）、中国（22時間）、米国（27.4時間）と比べて最も短い。

審査官1人が扱う技術の種類の数も81.1個で、主要5カ国の中で最も多い。特許庁関係者は、「特許申請はますます増えるのに人材が不足して審査が遅れるだけでなく、最近10年間の特許無効（特許無効審判で無効判決を受けた比率）が48.6%に達するなど、特許品質に対する憂慮も大きい」とし、「このような状況が持続すれば特許審査競争力は主要国の中で最下位に落ち、半導体・バッテリーのような核心産業の技術競争力の強化にも障害になるだろう」と憂慮した。

21日付ニュース1によると、韓国特許庁は、特許審判の証拠調査と関連した疑問を解消できるように、「特許審判証拠調査実事例集」を初めて発刊したと21日明らかにした。特許審判において当事者（審判の請求人又は被請求人）は、文書調査、証人尋問、鑑定、検証、事実照会など多様な種類の証拠調査を活用して、自身が主張する事実を真実であると立証できる。

ところで、文書調査中心の証拠調査だけに慣れた当事者たちが大多数であるため、証人尋問、現場検証など他の種類の証拠調査は不慣れに感じて対応を気兼ねするという問題があった。このような問題を解消しようと、2011年から10年間の証人・当事者尋問、事実照会、現場での検証を活用した特許審判事件のうち主要事例を集めて今回の実事例集を作成した。実際の審判事件で証拠調査がどのような手続きで進められ、審判の結論にどのような影響を及ぼすかを確認することができ、今後証拠調査の手続きを踏む当事者に役立つものと予想される。

具体的には、他人の織物デザインをコピー（盗用）して出願した後、デザインの登録を受けた事実を証人尋問で明らかにした事例（デザインの登録無効審判事件）、博士学位論文が図書館で閲覧可能になった時点を事実の照会を通じて明らかにした事例（特許無効審判事件）、現場検証と当事者が実際に使用する製造方法を確認した事例（特許の権利範囲確認審判事件）などを紹介している。

《訴訟関係》

▲韓国のKT&Gは、韓国のイーエムテックを相手取り、特許権移転請求とともに当該特許に対する処分禁止仮処分申請を去る3月末に提起した。これに対して韓国の地方裁判所は、本案判決確定時まで特許権の処分を禁止してほしいというKT&G側の主張を受け入れる決定をした。（14日 電子）

▲紛争を当事者間の対話と合意を通じて解決する調停制度が特許・商標・営業秘密など知的財産紛争解決の新たな代案として浮上している。26日、韓国特許庁によると、産業財産権紛争調停委員会の紛争調停申請件数は最近増加傾向で、2019年の45件から昨年は83件に増加した。（26日 ファ）

《立 法》

▲韓国特許庁は、特許審判の証拠調査と関連した疑問を解消できるように、「特許審判証拠調査実事例集」を初めて発刊したと21日明らかにした。特許審判において当事者（審判の請求人又は被請求人）は、文書調査、証人尋問、鑑定、検証、事実照会など多様な種類の証拠調査を活用して、自身が主張する事実を真実であると立証できる。（21日 ニ1）

▲韓国特許庁は、半導体産業に対する汎国家的支援に合わせて、関連特許に対して優先審査を施行するなど、核心特許の確保を全方位支援する方針であると24日明らかにした。優先審査がなされると、現在12.7ヶ月ほどがかかる特許審査が2.5ヶ月ほどに大幅に短縮されるものと見込まれる。8月の立法予告を経て9月の閣議に上程し、10月中に公布・施行する予定である。（24日 文化）

《行 政》

▲韓国特許庁の李仁實（イ・インシル）特許庁長は、毎日経済とのインタビューにおいて、「行政安全部と協議を経て来年から5年間、毎年最低200人の半導体専門特許審査官を採用する」と述べた。（中略）また、「技術を振興するためには、技術を保有した企業がきちんと保護される環境が設けられなければならない」とし、「特許共同訴訟代理が必ずなされなければならない時」と強調した。（5日 毎経）

▲韓国特許庁は、迅速かつ正確な苦情解決のために、「知的財産侵害統合（ワンストップ）申告・相談センター」を開所し、本格業務に突入したと4日明らかにした。（中略）韓国特許庁は、国民の不便解消のための積極行政の一環として相談センターの構築を推進し、韓国知識財産保護院を相談センター運営の主体に選定し、4人の専門担当人材を指定し、体系的な専門相談を支援できるようにした。（5日 ニシ）

▲韓国の人事革新処は、韓国特許庁の課長級開放型職位である特許審判院化学分野審判長に、前ハンファソリューション戦略部門のヤン・ユンジョン弁理士が任用されたと1日明らかにした。韓国特許庁が人事処の「政府民間人材獲得支援（政府ヘッドハンティング）」を活用して民間専門家を発掘・獲得した7番目の事例だ。（5日 ニシ）

▲大韓弁理士会は27日、韓国取引所と上場申請企業の知的財産（IP）検証強化を骨子とする業務協約を締結したと明らかにした。この日、両機関は、協約を通じて上場申請企業のIP検証と価値評価を通じた専門審査の強化に努めることに合意した。（28日 ニシ）

▲韓国特許庁によると、特許出願は2017年の20万4,775件から2021年の23万7,998件へと毎年増加した。ただし、審査官一人当たりの審査処理件数は206件（2020年基準）に達する。（29日 電子）

▲韓国食品医薬品安全処は、中国の医薬品許可特許連携制度関連の法令分析と訴訟事例などを盛り込んだ「中国許可特許連携制度情報集」を発刊すると28日明らかにした。今回の情報集は、中国が昨年6月に改正「特許法」を施行・導入することにより、国内製薬業界が許可特許連携制度を活用して中国医薬品市場を開拓できるよう支援するために用意されたものである。（29日 デイ）

《その他》

▲韓国特許庁によると、2020年基準で韓国の審査官1人当たりの審査処理件数は206件で、欧州連合（EU・58件）の3.5倍だ。（27日 中央）

▲クアルコムはサムスン電子と共に2030年まで特許ライセンスの延長契約を締結した。これにより、サムスン電子の多様なスマート機器においてクアルコムのスナップドラゴンプラットフォームがあまねく使われる見通しだ。クアルコムは、サムスンのギャラクシー機器を通じたプレミアム消費者体験を提供するために、サムスン電子との戦略的パートナーシップを強化したと28日発表した。(28日 iニ)

※媒体の正式名称（発行社）。

中央：中央日報（中央日報社）、文化：文化日報（文化日報社）、毎経：毎日経済新聞（毎日経済新聞社）、電子：電子新聞（電子新聞社）、ファ：ファイナンシャルニュース（ファイナンシャルニュース新聞社）、ニ1：ニュース1（ニュース1社）、デイ：デイリーファーム（デイリーファーム社）、ニシ：ニューシス（ニューシス社）、iニ：iニュース24（(株)iニュース24）